

熊本県告示第526号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり観覧料及び使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県伝統工芸館条例第4条に規定する観覧料及び同条例第7条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県伝統工芸館 熊本市千葉城町3番35号
- 3 委託する日
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成17年3月29日

熊本県告示第527号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山鹿中央病院	山鹿市山鹿1000番地	平成17年9月9日から 平成20年9月8日まで
植木町国民健康保険植木病院	鹿本郡植木町大字岩野285番地29号	平成17年12月1日から 平成20年11月30日まで

公 告

熊本県公告第326号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により熊本県農業振興地域整備基本方針を変更する。

なお、熊本県農業振興地域整備基本方針は、熊本県農政部農政課にて縦覧に供する。

おって、熊本県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 第1 農用地等の確保に関する事項
 - 1 農用地等の確保の基本的考え方
 - 2 農用地等の確保のための施策の推進
 - 3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地域別）
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - 2 農業地域別の構想
 - 3 広域的農業生産基盤の整備の構想
- 第4 農用地等の保全に関する事項
 - 1 農用地等の保全の方向
 - 2 農用地等の保全のための事業
 - 3 農用地等の保全のための活動
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向
 - 2 農業地域別の構想
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 主要作物別の構想
 - 2 農業地域別の農業近代化施設整備の構想
 - 3 広域的農業近代化施設の整備の構想
- 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向
 - 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
 - 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動
- 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する

事項

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
- 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

- 1 生活環境施設の整備の必要性
- 2 生活環境施設の整備の構想

熊本県公告第 327 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 56 条第 2 項及び第 3 項の規定により平成 16 年 12 月及び平成 17 年 3 月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要						違反の内容
				粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リン	
西田精麦株式会社 (熊本県八代市)	西田精麦株式会社 (熊本県八代市)	FA中 カネキヨ印配合飼料 肉牛肥育用 F1牛去勢用中期	平成 H16.12	13.81	3.18	4.22	3.5	0.23	0.42	—
全国酪農業 協同組合連合会 鹿児島飼料工場 (佐賀県鳥栖市)	芦北地方酪農業 協同組合 (葦北郡芦北町)	全酪 2 号ペレット	H16.12	18.34	3.07	6.47	6.12	0.97	0.57	—
熊本くみあい飼料 株式会社 (八代郡八代市)	あしきた農業 協同組合 (葦北郡芦北町)	くみあい配合飼料 肉用牛育成用ぐんぐん	H16.12	17.76	3.12	5.93	5.77	0.92	0.50	—
熊本くみあい飼料 株式会社 (熊本県八代市)	熊本くみあい飼料 株式会社 (熊本県八代市)	くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用はぐくみ	H17.2	15.1	3.5	5.6	5.1	0.56	0.68	—
		くみあい配合飼料 しんモーレット	H17.3	18.6	3.2	3.0	4.6	0.70	0.50	—
		くみあい配合飼料 げんき君	H17.3	20.6	3.2	3.2	4.3	0.60	0.49	—
八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	日清丸紅印配合飼料 ほ乳期子豚用 もりもり後期クランブル	H17.3	19.2	6.1	2.0	4.9	0.82	0.74	—
		日清丸紅印 配合飼料大すう用 KK大すう	H17.3	15.8	3.3	3.7	4.8	0.85	0.52	—
メルシャン 株式会社 (熊本県八代市)	メルシャン 株式会社 (熊本県八代市)	メルシャン印 タイモイストE	H17.2	45.3	5.7	3.5	13.1	8.32	2.34	—
		メルシャン印 東海マッシュY-75	H16.12	59.6	6.8	1.4	15.1	10.99	2.46	—
		メルシャン印 NEWトラフグマッシュ	H17.1	57.1	7.2	0.8	14.9	11.54	2.64	—

注1 飼料の名称欄中の○規は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第三章第4条第1項による規格適合表示飼料である。

注2 試験結果の概要欄には、試験した検査項目毎にその分析結果を示す。

注3 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足量（絶対量）を示すほか、特記すべき事項を示す。

熊本県公告第328号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
漁業取締船 1隻
- (2) 調達物品の規格及び品質等
船種 第3種漁船
船質 軽合金製
全長 19.90メートル
型幅 4.30メートル
型深さ 2.20メートル
計画総トン数 27トン
推進機関 船用高速ディーゼル機関 2台
定格出力 788キロワット以上
巡航速度 30ノット以上
定員 5名（その他7名）
航行区域 沿海
航続距離 300マイル
その他 入札説明書及び熊本県漁業取締船「あまくさ」代船建造仕様書による。
- (3) 納入期限
平成18年3月24日（金）まで
- (4) 納入場所
熊本県宇城市三角町三角港内
熊本県漁業取締船専用棧橋
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 競争入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 5（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）に基づく指名停止を受けていない期間であること。
- (3) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 平成7年度以降に、次に掲げるすべての要件を満たす船舶を建造した実績を有する者であること。
 - (ア) 総トン数20トン以上の船舶であること。
 - (イ) 軽合金製船舶であること。
 - (ウ) 最高速度30ノット以上の船舶であること。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成17年4月20日（水）から平成17年5月20日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。